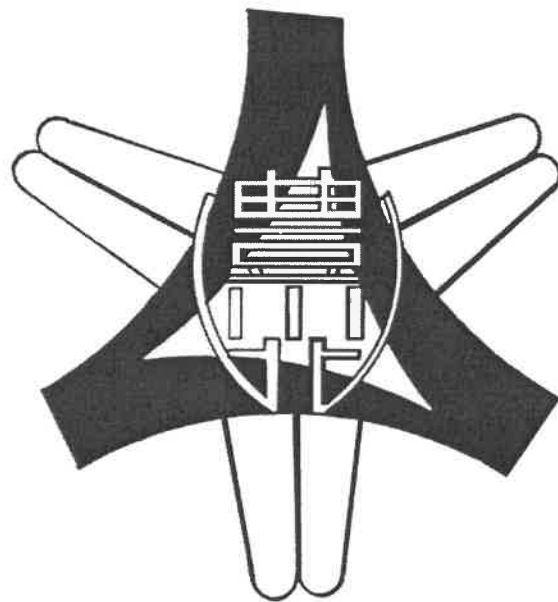


P T A の し お り

保 存 版

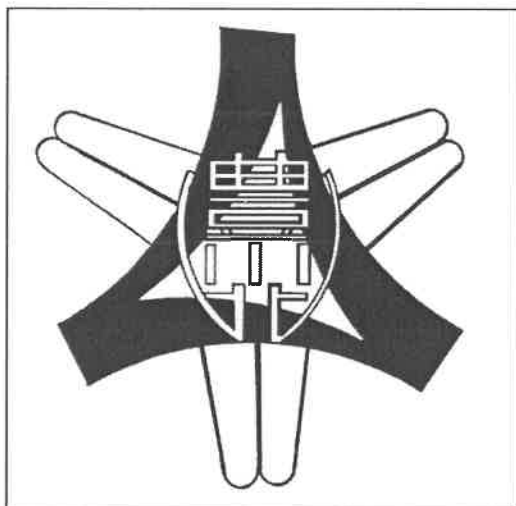


箕面市立豊川北小学校PTA

〒562-0023 大阪府箕面市粟生間谷西 4-3-1
電話 072-729-6564

<http://www.city.minoh.lg.jp/toyokita-ele/index.html>

校 章



【構想】

1. 箕面市花ささゆりの花卉の図案化
2. 箕面市章と豊川北(校名略称)の図案化

【意味】

箕面市花ささゆりは、現在本校の所在する地域にも群生していたと伝えられる。その市花の花弁を土台にして、人の和を象徴する市章をのせ、さらに豊川北の文字を組み入れた。

すなわち、本校の在学する誇りを自覚すると同時に、協力一致の精神を養い創造性の陶冶を表している。

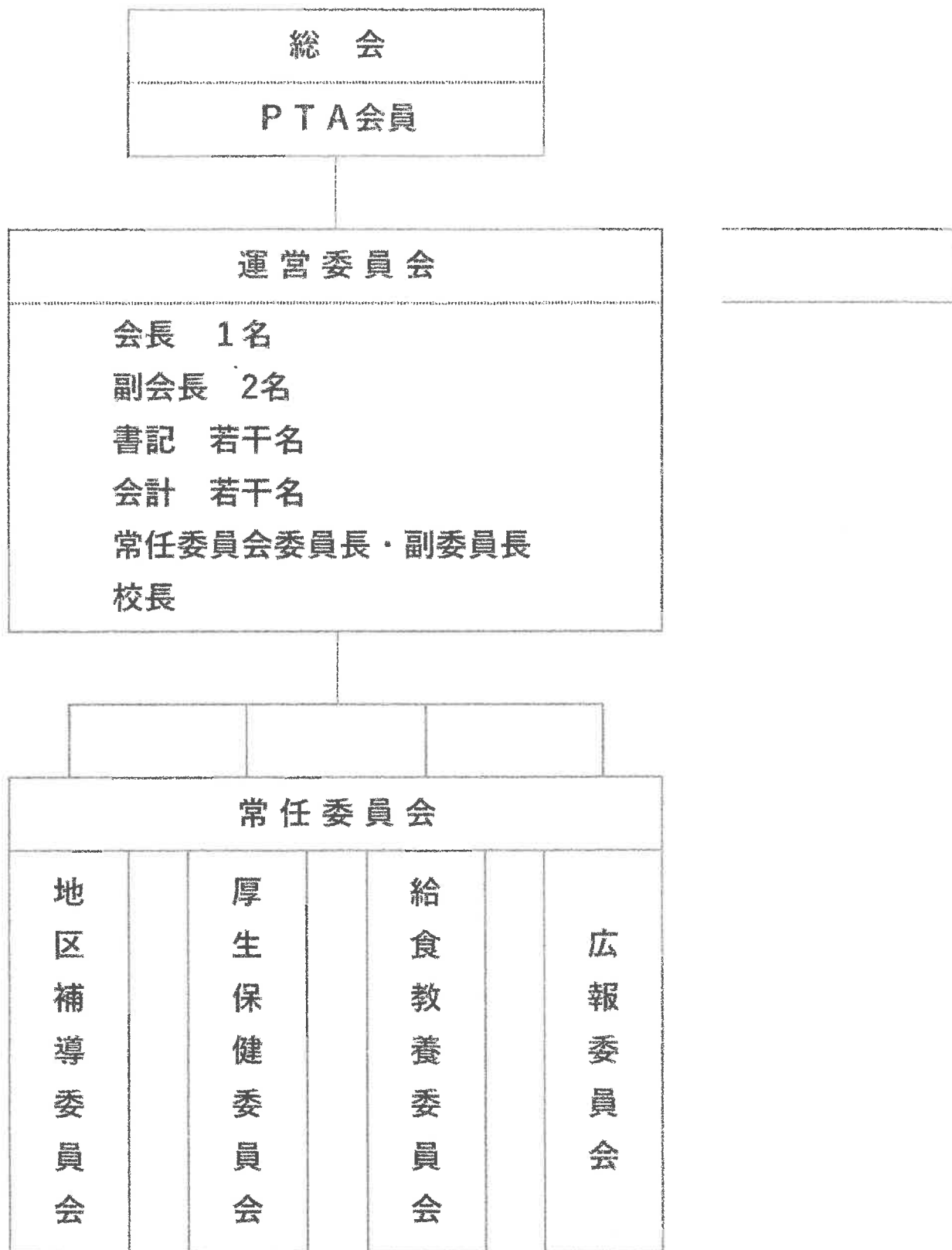
校 歌

一、朝日にはえる 箕面山
緑豊かに 連なりて
われらが学び舎 ここにあり
ひとみかがやく 友とみな
手に手をとって はげみゆく
ああ わが豊川北小学校

二、間谷に光る 勝尾寺川
水の流れも 清く澄み
われらが学び舎 ここにあり
みんな笑顔で つどいより
幸せもとめ 進みゆく
ああ わが豊川北小学校

三、紫けむる 山すそに
ひらく文化の 花の里
われらが学び舎 ここにあり
そろう足並み 気もはずみ
希望も高く 伸びてゆく
ああ わが豊川北小学校

箕面市立豊川北小学校 P T A 組織図



箕面市立豊川北小学校 P T A 規約

昭和 50 年 5 月 19 日制定
昭和 52 年 5 月 21 日改定
昭和 55 年 2 月 23 日改定
平成 4 年 5 月 16 日改定
平成 6 年 5 月 21 日改定
平成 8 年 2 月 25 日改定
平成 26 年 11 月 14 日改定
平成 28 年 4 月 23 日改定
令和 3 年 4 月 26 日改定
令和 8 年 4 月 1 日改定

(名称)

第 1 条 本会は、箕面市立豊川北小学校（以下「本校」という。）P T A と称し、事務所を本校に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、保護者またはこれに代わる者（以下「保護者等」という。）と教職員が協力して、児童の健全な成長を図ることを目的とする。

(活動)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次のとおり活動する。

- (1) 家庭と学校との緊密な連携により、児童の生活を補導する。
- (2) 児童の厚生及び保健衛生に配慮する。
- (3) 会員の教育に対する理解及び教養を高める。
- (4) 児童の生活環境の向上を図る。
- (5) 教育の施設設備の改善及び整備を図る。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

(方針)

第 4 条 本会は、教育を本質とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育並びに福祉のために活動する団体及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教に偏ることなく、また専ら営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) 本会または本会役員の名で公私の選挙に立候補し、また候補者を推薦しない。
- (4) 学校の人事、その他管理に干渉しない。

(会員)

第 5 条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 本校に在籍する児童の保護者等
- (2) 本校に勤務する校長及び教職員（臨時職員を除く。）

2 会員はすべて平等の義務及び権利を有する。

(役員)

第6条 本会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名(保護者等より選出する。)
- (2) 副会長 2名(保護者等より選出する。)
- (3) 書記 若干名(保護者等に加え、必要に応じて教職員より選出する。)
- (4) 会計 若干名(保護者等に加え、必要に応じて教職員より選出する。)

2 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。
- (3) 書記は総会及び運営委員会を通知し、会務を記録する。
- (4) 会計は本会の会計事務を行い、監査を経た決算を総会にて報告する。

(会計監査委員)

第8条 本会の経理を監査するため、会計監査委員2名を置く。

- 2 会計監査委員の任期は1年とする。
- 3 会計監査委員は、必要に応じて会計監査を行う。

(役員及び会計監査委員の選出)

第9条 役員及び会計監査委員の決定は、総会において前年度役員が推薦した候補者の承認または無記名投票による多数決で決定される。なお、推薦した候補者は、事前に会員へ通知しなければならない。

(総会)

第10条 総会は本会の最高議決機関であり、会長が招集し開催する。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 3 定期総会は年度当初に開催し、臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき開催する。
- 4 総会は、家庭数の3分の1以上の出席(委任状を含める。)をもって成立する。また、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 5 定期総会において、事業報告、会計監査を経た決算の承認、役員及び会計監査委員の承認または選挙、新年度の事業計画及び予算の承認、その他事項の審議承認を行う。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は、役員、常任委員会の委員長及び副委員長並びに校長で構成する。なお、会計監査委員は必要に応じて構成員とすることができる。

- 2 運営委員会は、会長が必要と認めたとき開催する。
- 3 運営委員会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。また、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

(運営委員会の任務)

第12条 運営委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 常任委員会の連絡調整を図り、総会に提出する議案を作成する。
- (2) 役員に欠員が生じた場合はこれを補充する。
- (3) その他本会の運営に必要な事項を処理する。

(常任委員会)

第13条 本会の活動を推進するため、次の常任委員会を設ける。

- (1) 地区補導委員会
- (2) 厚生保健委員会
- (3) 給食教養委員会
- (4) 広報委員会

(常任委員会の任務)

第14条 各常任委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1)地区補導委員会は、児童の校外生活の補導、交通安全指導の協力、児童相互の自主的集団生活の補導及び地区会員相互の連絡活動を助成する。
- (2)厚生保健委員会は、児童及び会員の福利厚生、保健体育に関することの振興を図る。
- (3)給食教養委員会は、学校給食に対して協力するとともに、催しを通じて、会員の食育に関する教養を高める。
- (4)広報委員会は、会員に対し、また必要に応じて地域社会、関係機関及び諸団体に対して情報を伝達し、意見の交換に努める。

(常任委員の選出)

第15条 各常任委員会の委員の選出については、別に定めるところによる。

(会費)

第16条 本会の会員は、会費を納めるものとする。

2 会費は、年一回(7月)。4,000円とする。(6月～3月)

(会計)

第17条 本会の活動に要する経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 3 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。
- 4 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(弔慰)

第18条 弔慰については、次のとおりとする。

- (1) 会員及びその児童(本校に在籍する者に限る。)が死亡した場合は、弔慰金5千円及び供花1基をもって弔意を表す。
- (2) 本会を代表して、会長及び校長が参列する。ただし、これらの者に事故のある場合は、それぞれの代理の者が参列する。

(細則)

第19条 本会の運営に関し必要な細則は、本規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。なお、改廃した時は次期総会において報告しなければならない。

(補則)

第20条 本規約に定めのない事項については、その一切を運営委員会において決定する。

(改正)

第21条 本規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の同意(委任状を含める。)を必要とする。なお、改正案は、事前に会員へ通知しなければならない。

P T A 常任委員選出に関する細則

昭和 62 年 10 月 20 日制定

平成 4 年 3 月 14 日改定

平成 9 年 3 月 7 日改定

平成 14 年 10 月 4 日改定

平成 17 年 3 月 5 日改定

平成 28 年 2 月 13 日改定

令和 3 年 4 月 26 日改定

令和 6 年 3 月 2 日改定

令和 8 年 4 月 1 日改定

第 1 条 箕面市立豊川北小学校 P T A 規約第 1 5 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 この細則は本会活動に一人でも多くの方々の積極的な参加と会員個々の負担を軽減し、かつ意義深い活動を円滑に推進し、本会活動の充実・活性化をはかることを目的とする。

第 3 条 委員の任期は 1 年とし、原則として一子 1 回以上、委員をするものとする。

第 4 条 地区補導委員の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 地区補導委員は地区毎に 1 名を選出する。
- (2) 地区補導委員は前年度末までに立候補を優先とし、合議の上選出する。
- (3) 第一子が新 1 年生の保護者は対象外とする。

第 5 条 地区補導委員を除く常任委員の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 厚生保健、給食教養及び広報委員は全会員より必要人数（原則 10 名）を選出する。
- (2) 前年度に意向調査票にて全会員の意向を調査するとともに立候補を募る。また、意向調査票に委員等の経歴、免除理由等を記入する。
- (3) 常任委員は立候補を優先とし、合議の上、厚生保健、給食教養及び広報委員を分担する。
- (4) 立候補者が定数に満たない場合は、委員等を経験していない保護者へ再度意向調査を行うものとし、さらに定数に満たない場合は抽選により選出する。

第 6 条 各常任委員会は立候補により、委員長及び副委員長を選出するものとする。なお、立候補がない場合は抽選により選出する。

第 7 条 この細則の運用に係る事項については、運営委員会で協議し、決定するものとする。

第 8 条 役員は、学年毎の会員一覧表を作成し、委員等の経歴を記録、保管し引き継ぐものとする。